

八潮市子育て支援臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。

※希望しない場合等は、「受給拒否の届出書」を提出してください。

「届出書」は市ホームページからダウンロードしていただくか、担当までご連絡ください。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

①令和2年12月1日のこども医療費受給資格者及び生活保護世帯（0～中学生）

②令和2年12月2日から令和3年3月31日までのこども医療費受給資格者（令和3年4月15日までにこども医療費の受給資格の登録をした者）

2. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、5千円です。

3. いつもらえるの？（支給時期）

①の対象の方には、2月18日に支給予定です。

②の対象の方には、こども医療費の受給資格の登録日によって、3月19日、4月20日、5月20日のいずれかに支給予定です。

通帳記帳等で確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

4. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

こども医療費で登録している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※こども医療費で登録していた口座等を解約等している場合は、給付金の支給に支障が生じる恐れがあるため、こども医療費登録口座の変更手続等をお願いします。

お問い合わせは

八潮市役所子育て支援課児童給付係

電話：048（996）2111内線209